

[事案 2024-310] 損害賠償請求

・令和7年10月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年5月に契約した積立利率変動型一時払終身保険（契約①）を令和5年5月に解約し、同月に積立利率変動型一時払終身保険（契約②）を契約したが、以下の理由により、損害賠償してほしい。

- (1) 契約①の解約および契約②の契約締結に際して、募集人の考え中心で商品を勧められ、自分の要望は全く聞き入れられなかった。
- (2) 市場価格調整や解約返戻金の具体的な金額等の説明がなされなかったため、契約①を解約してしまった。
- (3) 令和5年5月に、配偶者が募集人に契約①の解約を取りやめたいとの電話をしたが、募集人から、解約の撤回はできないと言われた。
- (4) 募集人から、損失補填の趣旨で、現金200万円を交付された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約①の解約に際し、申立人に対して、円建てで100万円程度の損失が出る旨を説明している。また、契約②の募集時に、申立人に対して、設計書を用いて市場価格調整等について説明をしている。
- (2) 契約①の解約・契約②の締結は、申立人から募集人に対して、利率変更の問い合わせがあったことを契機とするものである。
- (3) 令和5年5月に、申立人の配偶者が、募集人に対して、契約①の解約を取りやめたいとの電話をしたという事実はない。
- (4) 募集人が、申立人に対して、現金200万円を交付したという事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①の解約時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。